

2007年10月16日

特別区長会会長
多田正見様

東京清掃労働組合
中央執行委員長
西川 卓吾



要 請

日頃、特別区職員の処遇改善のためご尽力されている貴職に敬意を表します。

本年8月8日、人事院は国家公務員の給与等の勧告をしました。本日は、特別区人事委員会から平成19年「職員の給与に関する報告及び勧告」がありました。勧告内容は、他団体の勧告に追随することなく中立の第三者機関の責務を果たしたことは一定の評価はできますが、基本的に人事院に追随する内容については評価できるものではありません。

勧告では、月例給の民間との較差は38円（0.01%）で改定見送り、地域手当を13%から14.5%に引上げ、給料は同率程度引下げとしています。特別給は0.05月引上げとしています。また、所定内勤務時間は、まったく消極的な報告となっており、この間、私どもが特別区人事委員会に対して要請を行ってきた切実な思いを反映してはおりません。中立的な第三者機関であるべき特別区人事委員会としての自立性・主体性を十分に発揮しているとは、受け止められません。

人事委員会の勧告は、行政系職員を対象に行われ

るものであり、現業系職員の給与等の確定については、団体交渉による労使合意が原則であることは改めて申し上げるまでもありませんが、本年度の給与の改定交渉を進めるにあたり改めて私どもの基本的な考えを申し上げておきます。

第一点目として、これまで同様に勧告に沿って策定する現業系（業務職）給料表を早期に提示することを求めます。給料表は賃金のベースになるものである以上、早期に提示したうえで個別課題の協議を行うべきであると考えます。

第二に、総務省は、地方公務員の現業系職員賃金について、類似業種民間企業と比較し、1.3～1.6倍程度割高であると指摘しています。総務省が行った調査は人事院が行う調査とは全く異質なものであり同種同等の比較とはかけ離れた調査（結果）です。清掃業務で比較されている業種の営利目的の民間企業が扱っている事業系ごみは、幹線道路沿に面した集積所や企業内敷地内の保管場所等が中心であり、収集量も大量に排出する企業等が主体となっており、極めて効率の良い収集作業です。私たちは、家庭系ごみの収集が主体です。その作業実態は、一軒一軒を対象とする個別収集や高齢者・障害を持つ区民宅の訪問収集、狭小路地の収集等です。極めて非効率的な作業です。従いまして、総務省の調査資料（結果）は、これらの事情等を全く考慮せず、単に賃金のみを比較したものです。総務省は、意図的に現業系公務員賃金を狙い撃ちにし、引下げを図ろうとしているのです。総務省の意向に沿った賃金引下げは

認められません。賃金引下げは、まじめに職務に励む職員の勤労意欲を低下させるだけです。

大都会東京23区における作業環境、住宅事情、道路事情、核家族化等の世帯事情、様々な国々の外国籍の住民等、これらが密接に絡み合う特殊性・困難性の中で、特別区の清掃事業は遅滞なく行われています。このことは、今日までの清掃業務従事職員をはじめ労使による長年にわたる努力の積み重ねの結果です。みなさんのご理解を頂きたいと思えます。

従って、それらを見做した現業系職員の賃金引下げを強行するようなことになれば、職員の勤労意欲は失せ、ひいては特別区の清掃事業に支障を来し、区民の信頼を失うことになりかねません。

最後に、公務員賃金は民間の賃金の指標でもあります。公務員賃金を引下げる事は民間賃金の抑制に繋がり社会全体の賃金引下げになります。やっと上向きかけてきたといわれる景気を再度下降させる事になってしまいます。

本年度の賃金確定交渉を進めるにあたって、本日の勧告に準じて（現行給料表を基本に）策定される現業給料表を早期に示し、十分な協議を保障していただくことを強く求めます。併せて、まじめに職務に精励する職員の努力が正当に報われるような、人事・任用制度の構築、給与改定を求めます。

なお、具体的な要求項目等は、今後改めてお示しします。十分な協議をお願いいたします。

以上

清掃労組 特別区長会要請 会長発言骨子（案）

ただいま、皆さんからの要請を伺いました。要請の内容につきましても、交渉委員にも伝えます。

先程、特別区人事委員会から「職員の給与に関する勧告」をいただきました。

公民較差を解消するための月例給与の改定を見送るとともに、勤勉手当を0.05月引き上げるべきとする内容でございますが、50人以上100人未満の規模の企業調査数を増加させるなど、精緻な調査により、民間の給与水準が精確に反映された結果と受け止めております。

本年の勧告の取扱いにつきましては、勧告制度の趣旨を踏まえるとともに、国、他団体の動向も勘案しながら検討を進めてまいります。

近年、給与水準をはじめとした職員の勤務条件に対する区民の目は大変厳しいものがございます。

社会一般の情勢に適応していくため、改めるべきものは、時機を失することなく改めていくことが、区民の区政に対する信頼を維持し、高めていく上から極めて重要であると考えております。

現在、特別区には、技能・業務職の給与水準や退職手当の支給率の中ぶくれなど、速やかに解決すべき課題があります。

清掃労組の皆さんとの間では、東京都からの身分切替の問題、再任用・再雇用の問題等、多くの課題を協議し、解決してまいりました。

このような交渉の実績と信頼関係の上に立って、今後、十分な協議を行い、課題の解決を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。